

平成23年度

包括外部監査結果等に対する措置計画

盛岡市

【目 次】

盛岡市における高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る 事務の執行等について

結果分 1

意見分 10

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
62	<p>第3 監査結果及び監査結果に添えて提出する意見</p> <p>Ⅲ. 介護保険料の徴収事務の執行について</p> <p>3 監査結果</p> <p>（1）普通徴収の収納率の低下傾向に対する方策の検討の必要性について（指摘事項1）</p> <p>第1号被保険者の保険料基準額の算定に予定保険料収納率が用いられることから、介護保険料収納率の悪化は将来の介護保険料の上昇のひとつの大きな要因となると考えられ、被保険者全体に、これまでも増して介護保険料の重い負担がかかってくるものが懸念される。</p> <p>したがって、保険料の収納率の向上のための方策が必要であり、次の①、②に示す2つの方策を検討すべきである。</p> <p>①滞納保険料徴収のための専門スタッフを採用すること</p> <p>②滞納処分を実施すべきこと</p>	<p>近年の収納率の低下につきましては、市町村等各保険者共通の課題となっていることから、専門スタッフを採用した場合の有効性も含め、収納率向上対策について、中核市等の例を参考にしながら、検討してまいります。</p> <p>滞納処分につきましては、滞納処分の対象とする者の条件や実施方法等について、中核市等の例を参考にしながら、取り組んでまいります。</p> <p>（介護高齢福祉課）</p>
64	<p>（2）介護認定審査会議事録の記載の不備について（指摘事項2）</p> <p>介護認定審査会議事録に「要介護1」の状態像（「認知機能の低下等」又は「不安定な状態」）の記載の無いものが2件検出された。</p> <p>規定に従った記載を徹底すべきであり、また、議事録作成者以外の者による点検等を実施すべきである。</p>	<p>ご指摘の事例2件につきましては、適正に処理しました。</p> <p>今後は、議事録作成者及び資料保管担当者による複数チェックを実施し、適正な管理の徹底を図ってまいります。</p> <p>（介護高齢福祉課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
64	<p>（３）介護認定審査会関係資料の整理・保管の不備について（指摘事項３）</p> <p>介護認定調査票が別人のものが綴られていた。審査会の事前送付資料は主治医意見書、介護認定調査票をシステムに読み込み紙に出力したもので、被保険者番号で整理されており取り違えは無かったとの説明を受けた。そのため審査会の審査判定に影響を与えるものではなかった。ただし、資料の保管方法には問題がある。資料整理・保管時に点検等を実施するべきである。</p>	<p>ご指摘の事例１件につきましては、適正に処理しました。</p> <p>当該事例は、同姓同名の者に係る資料保存時の綴り誤りでありましたが、介護認定審査会においては、被保険者番号によりシステム管理された資料により審査判定されており、判定結果に影響はなかったものであります。</p> <p>今後は、審査会担当者及び資料保管担当者による複数チェックを実施し、適正な管理の徹底を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（介護高齢福祉課）</p>
68	<p>IV. 地域支援事業の実施状況について</p> <p>3 監査結果</p> <p>（２）地域支援事業の有効性について</p> <p>①特定高齢者把握評価事業について（指摘事項４）</p> <p>生活機能評価を特定健診等の実施と併せて行うだけでは生活機能評価実施割合の増加策として限界があると考えます。そこで、特定健診等の実施に併せて実施する方法以外に生活機能評価の実施割合が増加する施策を検討する必要があります。</p>	<p>現在、介護予防健診により、二次予防事業対象者（特定高齢者）を把握しておりますが、周知方法や対象者の把握方法について、効果的な方策を検討し、受診率の向上に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者支援室）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
68	<p>②家族介護慰労金支給事業について（指摘事項5）</p> <p>慰労する手段が現金支給であることの根拠、及び支給額の根拠が不明確である。慰労されるべき介護者が慰労すべき市に申請して慰労してもらうこと自体が、慰労するという行為と違和している。</p> <p>支給対象者が年間数人であり、現行の支給対象は特定の介護者のみとなっている点、介護者全員に対するサービス提供の確保という観点から公平性を欠いていると考えられるため、当事業の廃止を検討すべきである。</p>	<p>当事業は、国が規定する地域支援事業実施要綱に係る任意事業の中の家族介護支援事業として実施しており、本市では、要介護4または要介護5の要介護者を通算で1年以上介護している家族に対して慰労金を支給しており、要件として、市県民税が非課税世帯であること、介護保険サービスを受けていないこと、入院していないこと等があることから、対象者は限られているものです。</p> <p>対象者の要件や慰労手段、金額等については各市町村が定めておりますことから、申請方式を含め、他都市の事例などを調査し、本事業のあり方について検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者支援室）</p>
68	<p>③もりおか老人大学について（指摘事項6）</p> <p>当事業を介護保険料と国・県・市税でそれぞれ50%を執行財源とする介護保険予防事業として位置付けるには、講座テーマは介護予防事業の趣旨との整合性が明確である必要がある。一方、当事業は様々な講座テーマがあることから、平成22年度年間延参加者が1万人以上の人気事業であり、高齢者福祉事業としての有効性が認められる。したがって、当事業は執行財源を一般財源として事業継続すべきものとする。</p>	<p>当事業は、介護予防事業として、活動的な状態にある高齢者を対象として、仲間づくりや生きがい活動による生活機能の維持、または向上を意図して実施しているものであり、講座テーマが直接的に介護予防と結びついているか否かではなく、高齢者が当事業に参加すること自体が介護予防に資するものと考えておりますことから、今後の事業の実施にあたりましては、介護予防事業の趣旨を明確にしたうえで、適切に実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者支援室）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部等名 保健福祉部・総務部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
64	<p>（３）市の非常勤職員であるホームヘルパー（生活管理指導員及び訪問介護員）の稼働状況について（指摘事項７）</p> <p>平成22年度を振り返ってみれば、業務量に対する適正要員を上回る非常勤職員ホームヘルパーを抱えたまま、効率的な稼働のための有効な方策を講じきれていなかったと考えられる。今後の非常勤職員の採用にあつては、より精緻な人員計画の策定に努めるべきである。</p>	<p>当事業は、介護保険制度創設と同時に市が訪問介護事業所を設置し、非常勤職員ヘルパーを雇用しているものですが、近年では民間が運営する事業所が増加していることから稼働率が低下してきており、市が直営で事業を行う意義が薄れてきているところです。</p> <p>現在雇用しているヘルパー３名のうち２名が本年度で定年退職となることから、残る１名を障がい者支援のヘルパーに移管し、また、現在の利用者については、民間の事業所利用に移行することとし、事業所を閉鎖することとしております。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者支援室）</p>
68	<p>V. 介護保険給付サービス以外の高齢者福祉の概要</p> <p>3 監査結果</p> <p>（８）生きがい活動支援通所事業に係る市のインターネット情報の更新について（指摘事項８）</p> <p>最新の平成23年３月24日告示第87号改正の盛岡市生きがい活動支援通所事業実施要綱は「ウェブもりおか」で閲覧できるが、インターネットの検索機能で同要綱を検索すると、平成18年３月31日告示第244号改正の過去の要綱がヒットし、最新と過去の２種類の同要綱が閲覧できる状態となっている。</p> <p>インターネット公開用のデータは適時に更新して、情報管理する必要がある。</p>	<p>Web版例規集の更新方法を、更新データをサーバ内の旧データに追加する方法から、旧データを消去した後に最新データをサーバに保存する方法へと変更することにより、インターネット上での更新前後の例規の並存が解消され、更新前の例規は主要な検索エンジンの検索結果に表示されないこととなる見込みです。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部等名 市長公室・保健福祉部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
80	<p>VI. 指定管理者の選定及び監督状況について</p> <p>3 監査結果</p> <p>(2) モニタリングについて</p> <p>①年度計画及び年次報告について</p> <p>ア. 事業報告書の提出期限について (指摘事項9)</p> <p>事業報告書の提出期限については、条例に「毎年度終了後、市長が定める日までに」との定めがあるが、現行、「市長が定める日」が具体的にいつを指すのかの定めがない。</p> <p>指定管理者の会計報告を規定する他の制度（現行の指定管理者であれば、社会福祉法人であるため、社会福祉法。）なども勘案したうえで、条例にある「市長が定める日」を具体的に基本協定等で定めるべきである。</p>	<p>条例に規定する「市長が定める日」につきましては、基本協定等で具体的に定めるよう検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課・高齢者支援室)</p>
80	<p>イ. 事業報告書の検証について (指摘事項10)</p> <p>市は、指定管理者から提出された事業報告書を検証し、公表することとしている（「基本的な考え方第1・3」）。</p> <p>しかし、検証した証跡は残されておらず、公表もされていない。事業報告書の検証と公表を行うべきである。</p>	<p>事業報告書の検証及び公表につきましては、指定管理業務の評価及び改善に活かすことから必要と考えますので、検証結果について公表してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(高齢者支援室)</p>
80	<p>②実地調査について (指摘事項11)</p> <p>市は、施設ごとに定期的な巡回点検や確認を行い、運営状況の把握に努めることとしている（「基本的な考え方第1・3」）が、平成21年度の施設修繕計画立案時での全施設巡回後は、運営状況の把握のための巡回は実施されていない。施設数が多いため、当面、循環的に実施し、また、一部の施設を抽出して実施するなどの方法も考えられるところである。</p> <p>実施に向け、頻度、調査点検項目及び記録方法等につき具体的に検討するべきである。</p>	<p>実地調査につきましては、平成21年度に施設修繕計画を策定した際、一斉に全施設を巡回しておりますが、その後は、修繕等の必要に応じ実地調査を行っているところであり、今後は、計画的に実施することや調査点検項目、記録方法についても併せて検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(高齢者支援室)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部等名 市長公室・保健福祉部

報告書頁	指 摘 事 項 等	対 応 策 (担当課)
80	<p>（３）審査員の独立性確保のための対策の必要性について（指摘事項12）</p> <p>現行の「審査員設置方針」の定めには、申請者との役職員関係しか具体的に示されておらず、経済的な利害関係に関する定めがないため、申請者との一定以上の経済的な利害関係を有していないことを条件とする事項を織り込むように、規定の見直しを検討すべきである。</p> <p>また、外観的独立性に抵触する利害関係を具体的に列挙したうえで、市職員が務める内部審査員を含む全審査員候補者に対し、その有無の記載と署名を依頼するチェックリスト形式の書面を使用すること等、外観的独立性を確保していることを疎明できる手段の創設を検討すべきである。</p> <p>さらに、「審査員設置方針」は、公募における審査員についての規定という位置付けとなっているが、非公募の場合も同様に独立性の確保は必要であることから、非公募における審査員についての規定の整備を検討すべきである。</p>	<p>審査員については、これまでも申請者との役職員関係のみならず、団体との利害関係がないことを要件として選任してきたところですが、ご指摘の点を踏まえ、検討してまいります。</p> <p>また、非公募における審査員についても、同様に検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課）</p>
81	<p>（４）業務の再委託について（指摘事項13）</p> <p>指定管理者は市施設の管理・運営を代行しているのであるから、管理・運営に係る再委託業務の実施報告書の提出の要否は指定管理者で判断すべきことではあるが、少なくとも保安関係等の重要事項について市が特定したうえで、指定管理者に対して再委託先からの実施報告書の提出を指導すべきである。</p>	<p>指定管理者が業務を再委託する場合の契約内容について、再委託先からの各種実施報告書の提出を義務付けるよう指定管理者に対し、指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者支援室）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
88	<p>Ⅶ. 高齢者福祉事業に係る外注契約（委託契約）について</p> <p>3. 監査結果</p> <p>（1）介護保険電算処理システムバッチ処理業務委託契約について（指摘事項14）</p> <p>業者指定契約であり、特定の事業者を指定して契約を締結する方式であるため、競争性がなく、契約額の適正化を図る方策が十分ではない。他の地方公共団体の契約額や単価等に係る情報交換を行う等して、契約額の更なる適正化の保持に努めるべきである。</p>	<p>システムバッチ処理業務委託にあたっては、従来から、細分化した業務毎の見積もりを個々に精査したうえで契約するなど、契約額の適正化を図ってきたところです。</p> <p>各自治体によって利用するシステムのメーカーや構成、あるいは業務の処理形態が異なるため、一概に比較はできない部分もあると存じますが、必要に応じて情報交換を行うなど、契約額の適正化保持に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（介護高齢福祉課）</p>
88	<p>（2）敬老バス運行業務委託契約について（指摘事項15）</p> <p>契約内容について本来は、委託者である市としては契約内容を利用人数に適合した利用車両の実績及び運行回数実績に応じた委託料の支払とし、一方、委託先としてはコスト負担に応じた委託料を収受するというものが、双方にとって合理的な取引契約形態であると考えられることから、委託料の増額又は減額の変更の必要性が生じ得るのであれば、単価契約を採用し、利用車両や運行回数に応じた委託料を契約内容とするものに改めるべきである。</p>	<p>当事業については、運行するバスの種類や行先別の距離、運行時間等を考慮し、単価契約を行う方向で検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者支援室）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
92	<p>Ⅷ. 高齢者福祉施設内の資産管理について</p> <p>3. 監査結果</p> <p>(2) 備品の管理について</p> <p>③市の所管する備品台帳と指定管理者の作成する備品管理簿の間の齟齬について（指摘事項16）</p> <p>一つの現物に対する備品台帳と備品管理簿の記載は一致していなければならないが、高松老人憩いの家の備品につき両者の記載内容を照合した結果、齟齬がみられた。</p> <p>また、備品台帳と備品管理簿の二つの帳簿が必要なのかにつき、それぞれの帳簿の有する機能の観点から検討すべきである。</p>	<p>ご指摘のあった、高松老人憩いの家の備品6点については、備品台帳に記載のとおり現物を確認しましたが、備品管理簿に記載がありませんでした。また、別の3点につきましては、備品台帳に記載がありませんでした。また、備品台帳から削除されていないものが1件ありました。</p> <p>今後は、指定管理施設の備品については、台帳と現物の突合せを定期的実施するよう指定管理者に対し指導するほか、市でも実地指導する等の対応を検討するなど、管理を徹底するとともに、市の所管する備品については、市の「備品リスト」により管理し、また、指定管理者に帰属する備品については、指定管理者が管理する台帳を整備するよう指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者支援室）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（結果分）

部等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
93	<p>④実在備品の備品管理簿への記載の網羅性について（指摘事項17）</p> <p>青山老人福祉センターにあつては、次の事象が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市の備品台帳への登録が未済のもの ○所属が不明のもの <p>備品台帳への現存資産の登録を徹底し、公有財産を網羅的に管理できるような態勢を整えるべきである。</p>	<p>青山老人福祉センターの座卓5台については、備品台帳には記載されておりますが、備品整理票が貼付されておりましたので、指定管理者に貼付させました。また、所属が不明とされた保管庫2台及び事務机1台については、いずれも青山地区福祉推進会の所有物であることを確認し、明確に表示しました。</p> <p>今後は、指定管理施設の備品については、台帳と現物の突合せを定期に実施するよう指定管理者に対し指導するほか、市でも実地指導する等の対応を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者支援室）</p>
94	<p>⑤備品整理票の現物への貼付の徹底について（指摘事項18）</p> <p>高松老人憩いの家において備品整理票の現物への貼付状況を確認したところ、全49品のうち4品につき貼付がなされていなかった。また、貼付はされているものの、古くなって印字が読み取りづらくなっているものも散見された。また、青山老人福祉センターにあつては、貼付がなされていないものや、古くなって印字が読み取りづらくなっているものが散見された。備品整理票の現物への貼り替えを徹底すべきである。</p>	<p>指定管理施設の備品に備品整理票が貼付されていないものにつきましては、実態を調査のうえ、貼付を徹底するとともに、取得年月日が古いこと等で印字が読み取りづらいものにつきましても貼り替えを実施いたします。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者支援室）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
64	<p>第3 監査結果及び監査結果に添えて提出する意見</p> <p>Ⅲ. 介護保険料の徴収事務の執行について</p> <p>4 監査意見に添える意見</p> <p>（1）介護事業者指定における作成書類の改善（意見事項1）</p> <p>介護事業者指定業務の際に、所定の基準を満たしているかどうかを「地域密着型サービス指定基準に基づく審査結果」というチェックリストの作成により検討しているが、チェックリストに記載者名がない。事後の責任の所在を明らかにするためにも、担当者名の欄を設け、記録を残すことが望ましい。</p>	<p>チェックリストの様式に担当者の記載欄を設け、記録を残すことといたします。</p> <p>（介護高齢福祉課）</p>
71	<p>Ⅳ. 地域支援事業の実施状況について</p> <p>4 監査意見に添える意見</p> <p>（1）特定高齢者通所型介護予防事業について（意見事項2）</p> <p>特定高齢者訪問型介護予防事業にあっても計画値と比較して参加人数が少ないことから、参加割合の低迷や参加延べ人数の計画値未達成の要因としては、交通手段等の問題のみならず、当事業の内容に魅力が少ないことも考えられる。より魅力を上げる対策が望まれる。</p>	<p>各事業者と連携し、利用者ニーズの把握や魅力あるメニューづくりに取り組むとともに、事業の周知方法の工夫や介護予防事業への参加についての啓発などを行い、参加者の増加に努めてまいります。</p> <p>（高齢者支援室）</p>
71	<p>（3）もりおか老人大学について（意見事項3）</p> <p>参加の有料化が市民への多大な負担を強いるものとは考えにくく、有料化による当事業の民間移管も十分に可能と思われる。市としての当事業を将来、例えば社会福祉協議会や特定非営利法人等に移管することの可否を検討しておくことは、財政基盤の強化に資する手段を創出することに繋がると思われる。</p>	<p>本事業につきましては、平成21年度から事業の一部である特別講座の運営を民間に委託しておりますが、全体事業の民間委託や民間移管につきましても、NPO法人を含む民間事業者の受け手があるかどうか、有料化も含め、検討してまいります。</p> <p>（高齢者支援室）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
74	<p>V. 介護保険給付サービス以外の高齢者福祉の概要</p> <p>4 監査意見に添える意見</p> <p>(1) マッサージ等指導教室について</p> <p>(意見事項4)</p> <p>マッサージ等指導教室は、広域型のA型施設のみで開催されている。平成22年度の開催状況は、開催日数240日中、愛宕山老人福祉センターで204日、外、3老人福祉センターで各12回開催という実績であり、開催箇所が極端に偏っている。</p> <p>他の施設でも実施して市民全般に行き渡らせる体制が望まれる。</p>	<p>委託先の事業所と協議し、開催箇所を増やせるかどうかの検討を行ってまいります。</p> <p>(高齢者支援室)</p>
74	<p>(2) 軽費老人ホームけやき荘の施設補強の要否検討について（意見事項5）</p> <p>入居者の平均年齢が80歳を超える施設であることから、自然災害等の非常事態に対する準備は用意周到に行っておくことが重要であると思われる。可及的速やかな耐震検査等の実施と、補強工事の要否についての慎重な検討が望まれる。</p>	<p>軽費老人ホームけやき荘については、平成24年度に耐震診断の実施を予定しており、その診断結果に基づき、耐震化改修についての検討を行ってまいります。</p> <p>(高齢者支援室)</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部等名 保健福祉部・市長公室

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
82	<p>VI. 指定管理者の選定及び監督状況について</p> <p>4 監査意見に添える意見</p> <p>(1) 指定管理者の指定方法について</p> <p>①非公募による指定について（意見事項6）</p> <p>市は、公募を原則とし、合理的な理由が認められる場合にのみ例外的に非公募を認めている。この理由につき、公募を行わない理由として合理的といえるかどうか、つまり非公募とすることが妥当かどうかについて、再検討が望まれる。</p> <p>老人福祉センター等の指定管理者のケースでは、地区福祉推進会の事務局業務を行う必要があるにしても、その業務の実施者に代替性が無いとは考えられないことから、熱意のある団体に被指定の機会を提供することで、広く民間の経営ノウハウを活用し行政サービスの向上と効率化に資するものと考えられる。</p>	<p>地区福祉推進会の事務局がある老人福祉センター等においては、事務局業務に当たり、それまで地域住民と積み上げてきた経験や信頼関係などを重視し、非公募としてまいりましたが、現在、市では新たに地域協働の仕組みづくりに取り組んでいることから、その動向を注視しながら、公募・非公募のあり方について検討してまいります。</p> <p>（高齢者支援室・行政経営課）</p>
83	<p>②公募による指定について（意見事項7）</p> <p>軽費老人ホームけやき荘の指定管理者は公募のうえ指定されているが、施設の特性を勘案すれば、これを非公募とすることも検討に値すると考える。</p> <p>このような施設においては、管理運営者と利用者の深い信頼関係が不可欠であり、指定管理者交代の可能性が入所者の心理状態に与える影響も少なからぬものがあり、非公募とする合理的な理由があるケースに該当すると思われる。</p> <p>なお、けやき荘を非公募とした場合には、隣接する太田老人福祉センターについても、一体となった運営の必要性から非公募とすべきである。</p>	<p>高齢者福祉施設を管理運営している社会福祉法人が市内に複数あることから、当該施設については公募が適切と考えますが、ご意見を踏まえ検討してまいります。</p> <p>（高齢者支援室・行政経営課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
83	<p>（２）モニタリングについて</p> <p>①市民や利用者の要望等の反映について （意見事項８）</p> <p>市民からの要望等は指定管理者から３か月に一度報告を受けているが、要望等をまとめた記録はなく、要望等の公表はされていない。しかし、指定管理者からの報告事項が要望等の全てを網羅していない可能性を否定できないため、要望等に関する情報を市が自ら把握する仕組みづくりの検討が望まれる。</p>	<p>要望等に関する情報を市が自ら把握することにつきましては、指定管理者が実施する利用者団体との懇談会等に市からも出席するなどの取組みを検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者支援室）</p>
83	<p>②月次報告の記載及び検証の内容について （意見事項９）</p> <p>現行の月次報告の内容につき、仕様書に定められた業務の実施状況と指定管理者の自己評価を軸として、例えば以下のような事項を追加項目として検討することが望ましい。</p> <p>○再委託業務の実施状況</p> <p>市の資産に対する維持管理業務の状況を確認することは、運営業務の安全性確保という観点からも重要である。契約締結時の概要報告、再委託先からの報告内容などが考えられる。</p> <p>○修繕の実施状況、備品等の購入状況</p> <p>資産の保全状況の確認、資産の増加内容の把握及び資産購入の要否に関する適切性のために有用である。</p>	<p>月次報告につきましては、指定管理業務の評価及び改善に活かすことから必要と考えますので、報告事項や検証内容について、検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者支援室）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部等名 保健福祉部・市長公室

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
89	<p>VII. 高齢者福祉事業に係る外注契約（委託契約）について</p> <p>4. 監査結果に添える意見</p> <p>家族介護リフレッシュ事業委託契約について（意見事項10）</p> <p>平成22年度の事業開催実績は、実施回数3回、延利用者55人とどまっている。決算額803,398円から換算すると、平均267,799円/回、14,607円/人の経費を要しており、多額との印象がある。延利用者数の増加策の立案・遂行による事業の促進が望まれる。</p>	<p>当事業は、日頃の介護生活からリフレッシュする機会を提供するという目的から、温泉ホテルへの宿泊なども実施し、経費を支出しているところです。今後とも、参加者が増加するよう、周知・啓発方法を含め、委託事業者と検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者支援室）</p>
94	<p>VIII. 高齢者福祉施設内の資産管理について</p> <p>4. 監査結果に添える意見</p> <p>（1）高齢者福祉施設の利用状況及び整備方針について（意見事項11）</p> <p>既存の施設の老朽化も目立ってきており、多額の維持費用が見込まれるところである。予算的制約がある中、いわゆるアセットマネジメントの早期導入による、長期的な視点からの施設整備計画の策定が望まれる。</p>	<p>平成21年度に老人福祉センター等高齢者福祉施設の中長期の修繕計画を策定しております。</p> <p>全庁的に公の施設を含む市の資産管理を効果的・効率的に行う、アセットマネジメントの考え方を取り入れた維持管理手法の導入に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者支援室・行政経営課）</p>

包括外部監査結果等に対する措置計画（意見分）

部等名 財政部・保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	対応策（担当課）
95	<p>（２）土地及び建物の管理について（意見事項12）</p> <p>高齢者福祉施設に係るすべての土地及び建物につき帳票として出力した「財務会計システム」内の「公有財産管理」（財産台帳）を閲覧した結果、「評価額」の欄には、ほとんどの資産につき記載が無かった。市では、関係課で公有財産全体にわたる財産台帳の整備を進めているところとのことであり、早急な財産台帳の整備が望まれる。</p>	<p>平成22年度から財務書類の充実を図るため、庁内関係課と連携して資産評価に取り組んでいるところで</p> <p>平成23年度は道路用地を除く土地の評価作業を行っており、次年度以降も計画的に評価作業を行い、財産台帳の整備を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（財政課）</p>
102	<p>Ⅸ. 指導監査、実地指導等の実施状況について</p> <p>4. 監査結果に添える意見（意見事項13）</p> <p>県からの権限移譲により、平成24年度からは介護保険事業の運営について、より健全かつ円滑な指導監査の実施が期待できるが、指導監査対象となる施設数が879も増加する見込みであることから、指導監査要員を十分に補充することが必要であると思われる。</p>	<p>県からの権限移譲による指導監査対象施設の増加への対応については、平成23年度の指導監査担当職員7名（うち非常勤職員2名）から、平成24年度以降は11名（うち非常勤職員4名）に職員を増員して対応する予定であります。</p> <p style="text-align: right;">（地域福祉課）</p>